

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

第3節 大気環境の保全

第1 大気汚染の防止

1 工場・事業場対策の推進

(1) 工場・事業場に対する規制・指導

ア 工場・事業場に対する規制に基づく立入検査及び指導
(ア) 大気汚染防止法及び公害防止条例に基づく規制対象工場等への立入検査及び行政指導を実施します。

(イ) 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などにおける被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

(ウ) その他

緊急時の措置を含む法及び条例等の施行についての運営管理、指導を行います。

(注) 緊急時の措置

大気汚染常時監視測定局における二酸化窒素等の濃度が予報・注意報等の発令を行う状態となったとき、予報・注意報等の発令を行い、当該事態が工場、事業場に起因する場合は、発令地域の工場・事業場に対し、燃料使用量の削減を要請する。

2 自動車交通公害対策の推進

(1) 自動車交通公害対策の総合的推進

自動車交通公害対策を推進するため、三重県自動車交通公害対策推進協議会と連携を図り、平成11年度に引き続き各種の対策を講じます。

ア 沿道大気汚染改善対策の実施

冬季の高濃度期における窒素酸化物対策を推進するため、12月を「大気汚染防止推進月間」とし、アイドリング・ストップ運動の推進などの大気汚染物質の低減対策を推進します。

アイドリング・ストップとは、自動車が走っていない時にはエンジンをかけっぱなしにすることは、やめようということです。1台の自動車で毎日1時間ずつアイドリングをやめたとすれば、乗用車は年間310リットル、燃料代で約3万円節約でき、排ガスも減らせます。

イ 交通流の円滑化対策の推進

(ア) 新交通管理システム（UTMS21）の整備
交通管制センターの高度化及び光ビーコンの整備により、新交通管理システム（UTMS21）のサブシステムの1つである交通情報提供システム（AMIS）の整備拡充を図り、交通渋滞情報等の交通情報を迅速・的確に提供することにより、交通流の分散を促し交通の円滑化を図ります。

(イ) 信号機の系統化

交通管制エリア外の信号機19基をプログラム多段系統化します。

種別	設置個所	路線名	基数
プログラム多段系統化	桑名市	国道421号	2基
	四日市市	県道小牧小杉線	2基
	鈴鹿市	県道亀山白子線	3基
	尾鷲市	国道42号等	10基
	鵜殿村	国道42号	2基
	合計		19基

(ウ) 交通情報提供装置の整備

交通情報板（3基）の設置により交通流の分散を図り円滑化を推進します。

設置個所	路線名	基数
四日市市	国道23号	1基
津市	国道23号（バイパス）	1基
上野市	国道25号	1基

(2) 低公害車の普及促進

（電気＋ガソリン）のハイブリッド自動車、ガソリン車の低公害車が開発、販売されており、従来の低公害車と併せて導入促進を図ります。

3 光化学スモッグ対策の推進

(1) 緊急時の措置

県下14の発令地域の各関係機関と緊密な連携を図るとともに、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。

(2) 予測システムの運用

予測的中率を注意深く見守り、今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、引き続き運用を実施します。また、説明

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

変数として用いる各測定データの集積を行い、的中率等の検討を進め、予測精度のより一層の向上を図ります。

4 有害大気汚染物質対策の推進

平成12年度も19の優先取組物質の大気環境調査を実施します。

また、優先取組物質を使用している各事業所に対して、排出抑制対策に関する最新情報等を提供し、事業者の自主的な排出抑制を促します。

5 地球温暖化対策の推進

(1) 地球温暖化対策推進計画の進行管理

本計画の推進管理を行うため、県内の産業、運輸、民生等の各部門から排出される温室効果ガスの排出量を調査します。また、各部門の地球温暖化防止の取り組み状況について調査します。

(2) 温室効果ガス排出抑制等のための計画の作成

平成11年4月8日に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」で地方公共団体は、温室効果ガス排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）の作成が義務づけされました。市町村、一部事務組合に対し、情報の提供、温室効果ガス排出量算定方法の提示等を行い、計画策定のための支援を行います。

また、必要に応じて説明会を開催します。

(3) 普及啓発

地球温暖化防止月間である12月を中心に、福井県、滋賀県、岐阜県と連携してアイドリング・ストップ運動を進めます。

6 フロン対策の推進

(1) フロン回収・処理の促進

「三重県フロン回収・処理推進協議会」において、今後のフロン回収・処理の進め方の検討や、情報交換を行います。

また、「オゾン層保護対策月間」に合わせ、啓発資材の配布等を行います。

(2) フロン破壊処理の推進

市町村が回収したフロンの破壊処理に対する補助を行います。

第2 騒音・振動の防止

1 工場・事業場対策の推進

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

「県公害防止条例」に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い基準遵守の確認や改善指導を行います。

また、規制事務の迅速・適正化を図るため、「感覚公害ハンドブック」を活用します。

2 都市生活騒音対策の推進

(1) 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るために、パンフレット等による啓発活動を実施します。

(2) 未規制事業場（施設）対策

未規制事業場（施設）からの騒音苦情の実態を把握するため、市町村との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。

3 騒音・振動対策の推進

(1) 騒音マップの作成の検討

平成11年4月に騒音に係る環境基準が改正されたことから、環境騒音（道路に面する地域）の評価方法は、従来のその地域を代表する地点における達成地点数（あるいは割合）による「点的」な評価方法から、沿道の住居等の立地状況を考慮した「面的」な評価方法に変更されました。

平成13年度からは、環境騒音（道路に面する地域）の地域評価は、評価を行う範囲の住宅等の分布状況を把握するとともに、沿道における騒音の状況を面的に把握するために、主要道路沿道沿いの騒音マップの作成について検討します。

(2) 道路交通騒音対策の推進

国道1号亀山地区において、早急に改善を進めるため、関係施策実施主体が一致協力して具体的な対策を進めます。

第3 悪臭の防止

1 工場・事業場対策の推進

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

規制事務の迅速適正化を図るため、「感覚公害ハンドブック」を活用します。

■ 第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 【第3節 大気環境の保全】

(2) 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、平成11年度に引き続き、臭気分析調査を実施し、悪臭防止技術等についての濃密な指導を行います。